

【訪問看護料金表（医療保険）】

訪問看護基本療養費

訪問看護基本療養費（Ⅰ）	料金	1割	2割	3割
保健師・助産師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問 （週3日まで）※下段は准看護師による訪問	5,550円 【5,050円】	560円 【510円】	1,110円 【1,010円】	1,670円 【1,520円】
保健師・助産師・看護師による訪問 （週4日目以降）※下段が准看護師による訪問	6,550円 【6,050円】	660円 【610円】	1,310円 【1,210円】	1,970円 【1,820円】
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問 （週4日目以降）	5,550円	560円	1,110円	1,670円
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた 看護師による訪問	12,850円	1,290円	2,570円	3,860円
訪問看護基本療養費（Ⅱ）	料金	1割	2割	3割
保健師・助産師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問 （週3日まで／同一建物に同一日に2人まで）※下段は准看護師による訪問	5,550円 【5,050円】	560円 【510円】	1,110円 【1,010円】	1,670円 【1,520円】
保健師・助産師・看護師による訪問 （週4日目以降／同一建物に同一日に2人まで）※下段が准看護師による訪問	6,550円 【6,050円】	660円 【610円】	1,310円 【1,210円】	1,970円 【1,820円】
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問 （週4日目以降同一建物に同一日に2人まで）	5,550円	560円	1,110円	1,670円
保健師・助産師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問 （週3日まで／同一建物に同一日に3人以上）※下段は准看護師による訪問	2,780円 【2,530円】	280円 【250円】	560円 【510円】	830円 【760円】
保健師・助産師・看護師による訪問 （週4日目以降／同一建物に同一日に3人以上）※下段が准看護師による訪	3,280円 【3,030円】	330円 【300円】	660円 【610円】	980円 【910円】
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問 （週4日目以降同一建物に同一日に3人以上）	2,780円	280円	560円	830円
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	料金	1割	2割	3割
在宅療養に向けて外泊をしてる入院患者のうち、厚生労働大臣が定める状態 の利用者に対して、訪問看護サービスを提供した場合に算定する療養費です	8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費	料金	1割	2割	3割
安全に訪問看護サービスを提供できる体制を整えてる訪問看護ステーションが訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行うことで算定できる療養費です。				
機能強化型看護管理療養費1：月の最初に訪問した日	12,830円	1,280円	2,570円	3,850円
機能強化型看護管理療養費2：月の最初に訪問した日	9,800円	980円	1,960円	2,940円
機能強化型看護管理療養費3：月の最初に訪問した日	8,470円	850円	1,690円	2,540円
訪問看護管理療養費（機能強化型以外）：月の最初に訪問した日	7,440円	740円	1,490円	2,230円
全ステーション共通：月の2回目以降	3,000円	300円	600円	900円

各種加算

24時間連絡対応体制加算	料金	1割	2割	3割
利用者又はその家族等から同意を得て、電話等により看護に関する意見を求 められた場合に常時対応できる体制	6,400円 1回/月	640円	1,280円	1,920円
緊急時訪問看護加算	料金	1割	2割	3割
利用者又はその家族等の緊急の求めに応じて、主治医の指示により、看護師 等が訪問看護を行った場合に1日につき1回に限り発生します	2,650円	260円	530円	800円
夜間・早朝・深夜訪問加算	料金	1割	2割	3割
夜間（午後6時～午後10時）早朝（午前6時～午前8時）	2,100円	210円	420円	630円
深夜（午後10時～翌日6時）	4,200円	420円	840円	1,260円
長時間訪問看護加算	料金	1割	2割	3割
厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対して、1回の指定訪問看 護の時間が90分を超えた場合について週1回に限り算定します。 ただし、15歳未満の超重症児・準超重症児に限り、週3回まで可能です。	5,200円	520円	1,040円	1,560円
難病等複数回訪問看護加算	料金	1割	2割	3割
基準告示第2の1に規定する利用者、または特別訪問看護指示期間の利用者に対して、必要に応じて1日2回または3回以上訪問した場合に加算します				
1日2回 訪問看護を行った場合	4,500円	450円	900円	1,350円
1日3回以上 訪問看護を行った場合	8,000円	800円	1,600円	2,400円
退院時共同指導加算	料金	1割	2割	3割
病院、診療所、介護老人保健施設に入院中又は入所中の利用者が退院又は退 所するに当たり、入院していた病院等の医師やスタッフと共同して退院・退 所後の在宅療養の指導を行い、その内容を文書で提供した場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
特別管理指導加算	料金	1割	2割	3割
退院後、厚生労働大臣が定める特別な管理が必要な者に対して、退院時共同 指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます	2,000円	200円	400円	600円

複数名訪問看護加算		料金	1割	2割	3割
複数名で訪問看護を行う場合（看護師等）同一建物3人以上 週1回まで		4,000円	400円	800円	1,200円
複数名で訪問看護を行う場合（准看護師）同一建物2人以内 週1回まで		3,800円	380円	760円	1,140円
複数名で訪問看護を行う場合（准看護師）同一建物3人以上 週1回まで		3,400円	340円	680円	1,020円
複数名で訪問看護を行う場合（看護補助者）同一建物2人以内 週3回まで		3,000円	300円	600円	1,200円
複数名で訪問看護を行う場合（看護補助者）同一建物3人以上 週3回まで		2,700円	270円	540円	810円
複数名で訪問看護を行う場合（看護師+看護補助者） 同一建物2人以内 ※末期の悪性腫瘍、神経難病等の利用者、特別管理加算の対象者、特指示に係る指定訪問看護を受けている者	1日1回	3,000円	300円	600円	900円
	1日2回	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	1日3回～	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
複数名で訪問看護を行う場合（看護師+看護補助者） 同一建物3人以上 ※末期の悪性腫瘍、神経難病等の利用者、特別管理加算の対象者、特指示に係る指定訪問看護を受けている者	1日1回	2,700円	270円	540円	810円
	1日2回	5,400円	540円	1,080円	1,620円
	1日3回～	9,000円	900円	1,800円	2,700円
特別管理加算		料金	1割	2割	3割
・在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者		5,000円 1回/月	500円	1,000円	1,500円
<ul style="list-style-type: none"> ・在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態 ・在宅血液透析指導管理を受けている状態 ・在宅酸素療法指導管理を受けている状態 ・在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態 ・在宅自己導尿指導管理を受けている状態 ・在宅人工呼吸指導管理を受けている状態 ・在宅持続陽圧呼吸法指導管理を受けている状態 ・在宅自己疼痛管理指導を受けている状態 ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態 ・真皮を超える褥瘡の状態 ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 		2,500円 1回/月	250円	500円	750円
退院支援指導加算		料金	1割	2割	3割
退院日に療養上の退院支援指導が必要な利用者であって、厚生労働大臣が定める疾病等に該当する利用者に対して、退院当日看護師等（准看護師除く）が在宅での療養上の指導を行った場合に加算されます		6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算		料金	1割	2割	3割
看護師等（准看護師を除く）が利用者の同意を得て、訪問診療を実施する医療機関を含め、歯科訪問診療を実施する保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と月2回以上文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合		3,000円 1回/月	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス		料金	1割	2割	3割
利用者の状態の急変や診療方針の変更に伴い、保険医療機関の保険医の求めにより開催されたカンファレンスに、看護師等（准看護師を除く）が参加して、共同で利用者や家族に対して指導を行った場合に加算します		2,000円 1回/月	200円	400円	600円
訪問看護情報提供療養費		料金	1割	2割	3割
訪問看護ステーションが利用者の同意を得て①市町村・都道府県又は指定特定相談支援事業所・視程障害児相談支援事業所、②学校等、③保険医療機関に対して、情報提供をした場合に支給されます		①・②・③全て 1,500円 1回/月	150円	300円	450円
訪問看護ターミナル療養費		料金	1割	2割	3割
死亡日及び死亡日前日の14日以内に2回以上のターミナルケアを実施した場合		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護感染症対策実施加算		料金	1割	2割	3割
特に必要な感染予防策を講じた上で訪問看護を行い、訪問看護療養費に関わる指定訪問看護の費用の基本療養費を算定する場合、30回の算定につき算定		1,500円	150円	300円	450円

自費費用

交通費：営業エリア内（柏市・我孫子市）はかかりません。それ以外の地域では交通費がかかります。	1km20円
キャンセル料：訪問当日の8時30分までに連絡がない場合キャンセル料がかかります。	5,000円
エンゼルケア	10,000円